

特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

1. 【株式会社 ミタカ 大分営業所】の概要

(1) 事業者の基本情報

事業所名	株式会社 ミタカ 大分営業所
所在地	大分県大分市南津留5-11 メゾン・デ・ツル1階
介護保険指定番号	4470109317
サービスを提供する地域	大分県全域

(2) 営業時間及び休日

月～金	午前8:30～午後5:30
休日	土曜日・日曜日・国民の休日・夏季休暇(8/13～15)・年末年始(12/31～1/3)

(3) 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤
管理者	福祉用具専門相談員	1名	0名
専門相談員 (管理者含む)	福祉用具専門相談員	2名以上配置	0名

(4) 福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早朝 7:00～8:30	通常時間帯 8:30～17:30	夜間 17:30～21:00
平日	△	○	△
土・日・祝日	△	△	△

※ 搬入・搬出に特別な措置が必要な場合(クレーン車使用など)の費用は、その実費を徴収させていただきます。

※ お客様のご希望の日付及び時間が指定できます。

上記「△」の時間帯につきましては、お問い合わせください

2. 取り扱い特定福祉用具の品目

特定福祉用具の品目は、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」に定める全種目。また、品名ごとの販売費用の額は、別に定めるカタログに記載されている額と致します。

【取扱品目】

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具部分 ⑥排泄予測支援機器 ⑦固定用ロープ(可搬型ロープを除く)
- ⑧歩行補助杖(単点杖・多点杖) ⑨歩行器(脚部の4脚すべてがゴム先の固定型、または交互型が対象)

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービス（特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売）を利用する場合は、支給限度基準額の範囲内（1年度につき10万円）で購入費の9割・8割または、7割分が支給となります。（償還払い）また、行政によりますが、一時的な経済的負担の困難な人の為、購入時に利用者負担額（1割・2割または、3割）で購入できる支払方法もあります。（受領委任払い）

(2) 交通費

搬入・搬出に掛かる交通費はいただきません。

但し、通常の事業の実施地域を超える場合は、実施地域を越えた地点から1km当たり20円徴収致します。

(3) 特定福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用はその実費を徴収致します

(4) 料金の支払い方法

償還払い又は受領委任払いとなります。

4. 特定福祉用具販売サービスの利用方法

(1) 特定福祉用具販売サービスの利用するには

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 返品・交換について

可能な限りお受けいたしますが、再販が出来ない状態の商品はお断りする場合があります。

（使用したポータブルトイレやシャワー椅子等・特注品）

*ご心配の方はお試し用の商品も用意しております、お気軽にご相談下さい。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定福祉用具貸与サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(4) 福祉用具の故障、その他メンテナンス等の問い合わせ・連絡について

福祉用具の故障・その他メンテナンス等が必要になった場合は、当事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

なお、保証の期間内であっても消耗品等のお取替えが必要な場合は、お客様の実費負担となります。

(5) 福祉用具貸与・販売の選択制に該当する商品について

福祉用具貸与・販売の選択制に該当する商品（固定用スロープ、歩行器（脚部の4脚すべてがゴム先の固定型または交互型）、歩行補助杖（単点杖・多点杖）については、販売日より少なくとも6か月以内にはご使用状況の確認を行います。

5. 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所へのお客様相談・苦情窓口

株式会社ミタカ 大分営業所（担当者：上杉 哲士）	【 電話番号 】	097-585-5650
--------------------------	----------	--------------

(2) その他

当事業所以外に、各市町村の介護保険担当課の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

大分市役所 長寿福祉課	【 電話番号 】	097-537-5679
-------------	----------	--------------

大分県国保連合会 苦情相談窓口	【 電話番号 】	097-534-8475
-----------------	----------	--------------